

## 京都華頂大学・華頂短期大学 障がい学生支援に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)及び障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)並びに「京都華頂大学・華頂短期大学 障がい学生支援に関する基本方針」に基づき、京都華頂大学及び華頂短期大学(以下「本学」という。)において、障がいの有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し合いながら充実した学生生活や教育研究その他の活動を営むことのできる環境を整備し、もって修学の機会均等を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において、「障がい学生」とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他の心身の機能の障がいがあり、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある学生をいう。

### (障がい学生支援委員会)

第3条 障がい学生の支援に係る重要事項を審議するため、京都華頂大学・華頂短期大学 障がい学生支援委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (審議事項)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい学生の支援方針に関する事項
- (2) 障がい学生の支援体制の整備に関する事項
- (3) 障がい学生の支援施策の調整に関する事項
- (4) 障がい学生支援の実施状況の調査に関する事項
- (5) その他障がい学生の支援に関する事項

### (組織)

第5条 委員会は、本学の教職員のうちから、次の委員をもって組織する。

- (1) 各学科長
- (2) 人権教育主任
- (3) 宗教部委員長
- (4) 事務局長
- (5) 学生部長
- (6) 教学部長
- (7) 総務部長
- (8) 学生課長
- (9) その他委員長が指名する本学教職員

2 委員会に委員長及び副委員長を置く。

3 委員長は、委員のうちから学長が指名する者とし、副委員長は学生部長をもって充てる。

4 委員長は委員会を招集し、その議長となる。

- 5 委員長に事故があるときは、副委員長が、その職務を代行する。
- 6 委員会の庶務は、学生課において処理する。

(支援スタッフ会議)

- 第6条 障がい学生からの相談や支援に関する業務を処理するため、障がい学生支援スタッフ会議(以下「支援スタッフ会議」という。)を置く。
- 2 支援スタッフ会議は次の者をもって充て、学生部長を座長とする。
    - (1) 学生部長
    - (2) 障がい学生の支援に関する学識経験を有する本学教職員
    - (3) 障がい学生支援に関する専門的な知見を有する者(以下「障がい学生支援コーディネーター」という。)
    - (4) 学生課長
    - (5) 修学支援課長
    - (6) 学生部長が推薦する本学職員
  - 3 支援スタッフ会議における障がい学生からの相談や支援の申し出の取扱いの協議に当たっては、必要に応じて障がい学生支援コーディネーターによる面談や障がい学生の所属学科及び関係部署(以下「学科等」という。)との調整を行い、合理的配慮の提供が必要と判断したときは、学科等と連携して障がい学生への修学上の支援方を立案し、障がいのある学生や保護者等との合意形成と共通理解を図ったうえで決定する。
  - 4 学生部長は前項により障がい学生への支援方を決定した場合は、速やかに学科等に支援策の実施を求めるものとする。
  - 5 学生部長は、支援方の決定に先だて、支援の内容や実施に伴う経費負担等について全学的な検討を要すると判断した場合は委員長に委員会の開催を要請し、委員会において支援方の決定を得るものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、合同教授会の議を経て、大学学長が行う。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。